

○自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せ

平成16年4月1日

学長裁定

平成19年1月12日一部改正

平成22年10月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和元年7月9日一部改正

令和3年6月8日一部改正

この申合せは、鹿児島市及びその周辺の自治体に避難指示等が発令され又は警戒レベル相当の防災気象情報が発表された場合及び不測の事態が生じた場合に、学生の安全確保を最優先とした対応を前提とした授業・学期末試験等(以下「授業等」という。)の取扱いに關し、必要な事項を定める。

1 休講等措置の決定

- (1) 休講等の措置は、学長が指名する理事及び共通教育センター長が2に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、学部等は特別の事情がある場合には、学部長等の判断により休講等の措置を決定することができる。ただし、この場合には学長及び前号の理事に報告するものとする。

2 授業等の取扱い

(1) 授業等開始前

午前6時30分の時点で次のアからウまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前中(1、2時限目)の授業等を休講とする。

なお、午前11時時点で、アからウまでのいずれかの状況が継続している場合は、午後の授業等も休講とする。

【避難情報等（警戒レベル）】

ア 鹿児島市に警戒レベル4（避難指示）以上が発令されている場合

【防災気象情報（警戒レベル相当情報）】

イ 鹿児島市に警戒レベル4相当（氾濫危険情報、土砂災害警戒情報）以上の防災気象情報が発表されている場合

【公共交通機関情報】

ウ 市電又は路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

(2) 授業等開始後

前号の判断基準に準じて、取り扱う。

なお、休講の措置をとる場合で学生が帰宅困難と判断される時は、学生の避難について併せて協議を行い決定する。

(3) 居住地又は通学経路に係る取扱い

前2号の取扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、居住地又は通学経路にかかわる地域で警戒レベル4（避難指示）以上が発令され若しくは警戒レベル4相当以上の防災気象情報等が発表され、又は公共交通機関（鹿児島中央駅発着のJR、桜島フェリー又は垂水フェリー）の運休等が生じ、学生自身が安全確保の観点から登校しないことが適當と判断し、欠席等に至った場合には、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

(注)

教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の

指示に従うものとする。

3 休講等措置の周知方法

- (1) 学生部から各学部へ連絡し、各学部及び学生部は、学生に対して学習管理システムmanaba等により速やかに周知する。ただし、授業等時間中の場合は、担当教員を通じて周知する。
- (2) 当日の授業等担当教員(非常勤講師を含む。)に対しては、各学部及び学生部から学習管理システムmanaba等により速やかに周知する。
- (3) 学生部は、鹿児島大学のホームページに掲載する。
- (4) 前3号に定める方法により周知がない場合は、2の取扱いに基づき、各自で判断するものとする。

4 その他

- (1) 地震等不測の事態が生じた場合も、上記に準ずる。
- (2) 学長及び学長が指名する理事が必要と判断した場合には、1の(1)及び2の規定にかかわらず、休講等の措置等について決定し、実施することができる。

<参考>

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~						
<b>4</b>	<b>災害の おそれ高い</b>	<b>危険な場所から 全員避難</b>	<b>避難指示</b>	<b>4 相当</b>	<b>氾濫危険情報</b>	<b>土砂災害警戒情報</b>
<b>3</b>	<b>災害の おそれあり</b>	<b>危険な場所から 高齢者等は避難</b>	<b>高齢者等避難</b>	<b>3 相当</b>	<b>氾濫警戒情報 洪水警報</b>	<b>大雨警報</b>
<b>2</b>	<b>気象状況悪化 のおそれ</b>	<b>自らの避難行動を確認</b>	<b>大雨・洪水注意報</b>	<b>2 相当</b>	<b>氾濫注意情報</b>	—
<b>1</b>	<b>今後気象状況悪化 のおそれ</b>	<b>災害への心構えを高める</b>	<b>早期注意情報</b>	<b>1 相当</b>	—	—

(出典：内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年度）」)  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)